

事務連絡  
令和2年11月19日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視いただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

なお、感染拡大予防ガイドラインを作成している法人におかれましては、必要に応じて業種別ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布等、適切に対応いただくようお願いいたします。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に適った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年11月17日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

来年2月末までの催物の開催制限、  
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた  
取組強化等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等に業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、広く周知をお願いいたします。

また、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、所管事業者・関係団体等に対し、業種別ガイドラインの周知・徹底を促すとともに、必要に応じて、各局又は関係団体等から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、クラスターの状況を調査・分析すること等により適切に対応するようお願いいたします。

更に、別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、事業者が感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践ができるようにすることと、別紙10に示された「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等に対し周知するようお願いいたします。

別添：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）